# 相続財産の清算人の職務について

熊本家庭裁判所後見センター 財産管理係 電話 096-206-2258

この度、相続財産の清算人に選任されましたので、清算人の職務内容について簡単に説明します。

なお、本件の<u>基本事件番号と定期報告月</u>は、別紙のとおりです。お問合せや管理報告書を提出される場合は、事件番号及び被相続人の氏名を明示してください。

# I 相続財産の清算人の職務について

相続財産の清算人の職務は、相続財産法人の代表者として、あるいは後日現れるかも しれない相続人の法定代理人として、①相続財産を管理するとともに、②相続人の存否 を確定し、また、相続財産から弁済を受けるべき債権者・受遺者を確定し、③相続人不 存在が確定した場合には相続財産を清算して残余を国庫に引き継ぐというものです。

このように、相続財産の清算人は、被相続人の財産を中立的な立場で管理しなければなりませんし、また、管理の状況について、家庭裁判所や他から説明を求められた場合にも十分に説明ができるよう、関係書類や記録を残す必要があります。

相続財産の管理業務は、単に財産を管理するだけではなく、上記のような清算に向けての手続きや、売買や遺産分割等による財産の変動、相続人や特別縁故者の出現等によりその後の手続きが変動していく動的なものです。よって、全体の流れの中のどの位置にあるかを常に把握しておく必要があります。その進行管理のツールとして、「相続財産の清算人選任後の進行管理表」(別紙①)を利用してください。

清算人は、他人の財産を管理する責務を負っており、清算人が、管理する相続財産から 不当に支出したり、消費をすることは「不正行為」に当たります。 清算人が「不正行 為」を行うと、清算人を改任されたり、賠償責任を追及されたり、刑事事件(業務上横 領罪や背任罪等)として告訴・告発されたりすることがありますので十分注意してくだ さい。

#### Ⅱ 相続財産の管理などについて

# (1) 財産目録の調製

選任の審判書を受け取られたら、事件記録を閲覧・謄写のうえ、被相続人の財産 を調べて財産目録を作成しなければなりません(民法953条、27条)。清算人 選任審判の月の2か月後の末日までに、財産目録2通を作成し、そのうち1通を初 回報告書(別紙②)に添付して家庭裁判所に提出してください(家事事件手続規則8 2条、112条)。

# (2) 財産管理

相続財産の預貯金については、その名義を『亡〇〇〇〇相続財産の清算人〇〇〇〇』に、不動産については、『亡〇〇〇〇相続財産』にその名義を変更してください。

財産目録の作成費用や名義変更に要する費用、官報公告費用などの必要な経費は、相続財産から支弁することができます(民法27条1項後段、家事事件手続法208条、125条3項)。管理にあたっては、財産管理の収支を明確にするため、帳簿を整備し、証拠書類を保管するようにしてください(家事事件手続法125条6項、208条、民法646条、647条)。

※不動産の国庫帰属が想定される事案については、別添の「九州財務局からの依頼事項『相続財産の清算人の皆様へ』」を確認の上、家庭裁判所と協議する等して、円滑・適切な対応をお願いします。(国庫帰属についてはIV(3)にて後述)

### (3) 管理報告

ア. 初回報告(別紙②)

清算人選任審判月の2か月後の末日までに報告します。報告書には、管理すべき相続財産の内容(財産目録)と、今後どのようにその財産を管理していくか、清算の要否、その他想定される管理事務を検討した結果(管理方針)を記載してください。

- イ. 相続債権者・受遺者に対する請求申出の公告・催告の報告(別紙③) 清算人選任公告月の3か月後の末日までに報告します。
- ウ. 定期報告(別紙④)

年1回、定められた月(報告月)の末日までに、財産目録を添付して、報告書を提出してください。

- エ. 権限外行為の許可の審判後の状況(別紙⑤) 当該許可審判月の2か月後の末日まで報告します。
- オ. 相続債権者・受遺者に対する請求申出期間満了時の結果報告(別紙⑥)

請求申出期間満了の1か月後の末日まで報告します。

- カ. 相続人捜索公告による申出期間満了時の結果報告(別紙⑦) 申出期間満了の1か月後の末日まで報告します。
- キ. 臨時報告(別紙®)

下記の場合は、速やかに報告(財産目録添付)してください。

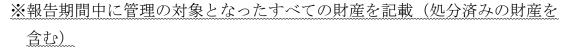
- (ア) 管理方針が変更した場合(変更内容とその理由を明記)
- (イ) 管理財産に大きな変動があった場合
- (ウ) 競売や配当の結果が判明した場合
- (エ) 相続財産に対する訴訟の結果が判明した場合
- ク. 管理報告(国庫引継準備完了、別紙⑨−1)準備完了後速やかに報告します。
- ケ. 管理終了報告(別紙⑨-2)

管理終了事由発生後速やかに報告します。

コ. 財産目録 (別紙⑩)

※ 注 :報告書提出時に管理している被相続人の財産のみ記載

サ. 財産の管理状況一覧表 (別紙①)



シ. 管理事務経過一覧表 (別紙印)

### (4) 権限外行為の許可

清算人の権限は保存行為<sup>1</sup> に限られ、善良な管理者の注意をもって事務を遂行しなければなりません。

もし、財産の処分等保存行為を超える行為をする必要があるときは、家庭裁判所に権限外行為許可の申立てをして、その許可を受けて下さい(民法953条、28条)。

主な権限外行為は次のとおりです。

- ①不動産の処分(建物の取り壊しを含む。)2
- ② 動産の売却、譲渡、贈与、廃棄(自動車の売却や廃車手続きを含む。) 3
- ③ゴルフ会員権、株券などの売却
- ④永代供養料の支払い、墓地などの購入費用

コとサに記載する財産の内容 の違いにご注意ください。

保存行為及び代理の目的たる物又は権利の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする行為(民法 103条)

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 不動産の売買をするときは、売買契約書及び当該不動産の評価証明や不動産業者の査定資料を提出してください。また、買主が 法人の場合は登記事項証明書等を申立時に添付してください。

<sup>5</sup> 価値のない家財道具などの廃棄については清算人の判断で行うことも出来ます。

- ⑤出資金持分譲渡契約
- ⑥訴訟の提起、訴えの取下げ、訴訟上の和解、調停4
- ⑦立替金の支払いや被相続人が生存していたならば当然謝礼をしたと思われる人 への謝金支払い

# Ⅲ 相続人の捜索手続について

(1) 相続財産の清算人の選任及び相続人捜索の公告(家庭裁判所が行う手続)

相続財産の清算人選任の審判がされると、家庭裁判所は、あなたが清算人に選任された旨及び相続人捜索期間を官報に掲載して公告します(民法952条2項)。 官報に掲載されたことは家庭裁判所から清算人に通知します。<sup>5</sup>

- (2) 相続債権者・受遺者に対する請求申出の催告・公告(清算人が行う手続)
  - ① 官報公告
  - (1)の清算人選任の公告が官報に掲載されたときは、清算人は、一切の相続債権者 <sup>6</sup> 及び受遺者 <sup>7</sup>に対し、2か月以内にその請求の申出をされたい旨を官報に掲載して公告してください(民法957条)。<sup>8</sup>
  - ② 個別の催告

①の官報公告と同時に、清算人は、既に判明している債権者に対して、同様の請求申出について個別に催告してください。(民法957条2項、927条3項)。

- ③ 裁判所への報告
  - ア. 清算人は、請求申出の公告が官報に掲載されたときは、その官報の写しを添付のうえ、公告・催告をした旨を報告(別紙③)してください。
  - イ. 相続債権者・受遺者に対する請求申出の期間が満了したときは、相続債権者・受遺者の有無及び今後の管理方針を報告(別紙⑥)してください。
- (3) 相続人捜索の公告の申出期間満了後の手続きについて

家庭裁判所は、清算人選任の公告と同時に「相続人捜索の公告」を行い、公告が 官報に掲載されたときは清算人に通知します。

この申出期間(6か月)内に請求申出がない場合は、相続財産の清算人に知れなかった相続債権者・受遺者はその権利を失うことになります。

#### 《相続人が現れた場合》

相続人捜索の公告期間満了日までに相続人が現れて、その相続人が相続を承認すると清算人

<sup>4</sup> 申立ての際は、訴状の写しや和解案等の写しを疎明資料として提出する必要があります。

<sup>5</sup> 清算人に選任された後1か月半くらい経過しても通知がないときは、念のため家庭裁判所に問い合わせてください。

<sup>6</sup> 被相続人に対して債権を有している人のことをいう。

<sup>7</sup> 遺言により被相続人から権利を所得した人のことをいう。

<sup>8</sup> 官報の申込方法は熊本県官報販売所((株)熊文社) (熊本市北区大窪1丁目7-47 熊本県官報販売所 電話096-277-9600) に問い合わせてください。

の管理権は消滅し、相続人に対し管理計算のうえ管理財産を引き渡さなければなりません。そ の場合は、速やかに家庭裁判所に報告するとともに、引継ぎの準備を行ってください。

# Ⅳ 相続財産の清算手続等について

# (1) 清算手続

清算人は、相続債権者・受遺者の請求申出期間中は、相続債権者や受遺者にまだ 弁済ができないので清算手続きに入ることはできません。したがって、清算手続き に入るのは、同期間が満了してからになります。(民法957条、928条から9 35条)。

清算が終了したときは、管理報告書(別紙®)を提出してください。その際は、 今後の管理方針も含めて報告してください。

# (2) 特別縁故者への相続財産の分与

特別縁故者<sup>9</sup> は、相続人捜索の公告における申出期間満了の日から3か月以内に相続財産分与の申立てを家庭裁判所にすることができます(民法958条の2)。

管理業務を行うなかで、特別縁故者が相続財産分与の申立てをすると、その後の 管理方針に影響を与えますので、そのような縁故者が判明したときは速やかに家庭 裁判所に報告するようにしてください。なお、同申立てがされた場合は、清算人に 分与についての意見をお聞きすることになります。また、審判の結果についても清 算人に通知されます。

#### (3) 残余財産の国庫引継ぎ

相続人捜索の公告がなされ、申出期間満了の日までに申出がないときは、相続人の不存在が確定し、なお残余財産があるときは、その財産は国庫に帰属させる手続きをしなければなりません。相続債権者・受遺者への弁済や特別縁故者への相続財産の分与をした後に残余財産がある場合も同様です。主な財産の引継ぎ方法は、次のとおりです。

### ア. 現金・預金

預金は解約して現金化した後、決済用口座を新設して預金するか、自己宛小切手にするか、いずれかの処理をして引継ぎの準備をします。<sup>10</sup> 引継ぎ準備ができたら、その旨を家庭裁判所に報告(別紙⑨-1) します。この報告に基づいて家庭裁判所から納入告知書が送付されますので、同告知書に基づいてこれを日本銀

<sup>9</sup> 被相続人と生計を同じくしていたり、被相続人の療養看護に努めていたり、被相続人との間に特別の縁故の関係にあった者。
10 こうすることで利息が発生せず、金額が固定化する。<u>普通預金口座を決済用預金口座に切り替える場合、銀行等によっては、</u>
その切替えの時点ではそれまでの利息が計算されないことがありますので注意してください(その場合、銀行等に対して、切替えの手続と併せてそれまでの利息の計算を依頼するか、それまでの普通預金口座を解約して新たに決済用預金口座を開設するようにしてください。)。

行(代理店)に納入して国庫に引継ぎます。

#### イ. 不動産

国庫帰属不動産引継書により所轄の財務局長に引き渡します。登記手続きは、国が行い、清算人は移転登記承諾書を提出することになります。

従って、清算人としては所轄の財務局に引継ぎについて相談するようにしてください。<sup>11</sup>

# (4) 関係者に対する報告義務

清算人は、相続債権者又は受遺者からの請求があれば、相続財産の状況を報告する義務があります。

# Ⅴ 清算人の報酬について

相続財産の清算人の報酬は、家庭裁判所の審判に基づいて、相続財産の中から付与されることになっています。したがって、報酬を請求する場合は、報酬付与の申立てをする必要があります。また、その時期は、原則として、管理終了の直前であり、かつ相続財産が無くなる前であることが必要です。具体的には、債務超過型の場合は相続債権者等への弁済の前に、特別縁故型の場合は特別縁故者に引継ぐ前に、また国庫帰属型の場合は国庫に引継ぐ前に申し立てることが必要です。

# Ⅵ 管理終了手続について

下記の場合には、管理が終了しますので、家庭裁判所にその旨の報告(管理終了報告)をすると同時に、『相続財産の管理に関する処分の取り消しの申立て』(別紙(3)をしてください。

- (ア) 相続人が現れ、残余財産を引き渡した場合
- (4) 相続債権者等への弁済や特別縁故者への相続財産の分与等により残余財産が 無くなった場合。
- (ウ) 残余財産を国庫に引き継いだ場合

# Ⅲ 清算人の資格証明書について

相続財産の清算人としての資格を証する書面としては、相続財産の清算人選任の審判書謄本を利用することが考えられます。

また、不動産登記申請等に際して印鑑証明が必要な場合は、その旨の申請(別紙⑭)をしてください。

<sup>11</sup> 令和2年12月14日付け理財局国有財産業務課長事務連絡「国庫に帰属する不動産等の取扱いについて」参照。

# ™ 平成24年12月31日までに申し立てられた事件について

平成24年12月31日までに申し立てられた事件は、その時点での法律(家事審判法、家事審判規則、非訟事件手続法等)適用事件となります。

基本事件が旧法事件の場合は、権限外行為の許可申立等の付随事件も旧法が適用されるため、裁判官でなく家事審判官であったり、手続き費用の裁判が必要的でなかったり、管理終了に当たり選任処分取消しの申立てが不要であるなど、手続きが異なりますので、注意してください。

# IX 令和5年3月31日までに相続財産管理人が選任された事件について

平成25年1月1日から令和5年3月31日の間に申し立てられた事件は、管理 人選任審判日が基準となります。令和5年3月31日までに管理人が選任された事件はその時点の法律適用、令和5年4月1日以降に管理人が選任された事件は新法 適用となります。

# X その他

被相続人名義の預貯金の調査、解約等を、銀行等の金融機関へ依頼する際において、その担当者等から、相続財産の清算人及びその権限などについて説明を求められた場合は、説明用のツールとして「相続財産の清算人について」(別紙⑮)を用意しましたので、必要に応じてご利用ください。

以上